役 號 お知らせ

年末の農地法許可申請は 11月20日(火)までに

すが、 が行われます。 県では中旬に年内最後の審査 関係機関の事務処理の都合上、 れで手続きが進められていま いて許可書を交付、という流 書を添えて県へ送付→毎月末 可申請は、農業委員会への申 に審査→許可すべき事案につ 請書類提出後、 農地の転用などに関する許 毎年12月は法務局など 委員会が意見

平成15年4月1日現在で受

りますので、 の県審査は、 めには、11月20日(火)まで 農業委員会へ提出された場合 請書を提出してください。 に農業委員会事務局へ許可申 この締め切りを過ぎてから この審査に間に合わせるた ご注意ください。 来年1月末にな

○お問い合わ 農業委員会事務局 ☎43-1888(直通

児童扶養手当受給者の皆さんへ -受給期間が5年を経過された方―

|扶養手当については

停止 ない範囲で、 過した方については、それま っています。 での支給額の2分の1を超え 直され、受給期間が5年を経 成 児 14年の法律改正により見 童 (減額) されることにな その一部が支給

な内容は、本年末に決定され 額の対象となります。 成20年4月分の手当てから減 る予定となっています。 方の範囲などに関する具体的 給資格を持っている方は、 部支給停止の対象外となる なお、一部支給停止の額や、 平

○お問い合わせ

福祉係 大方総合支所 **3**088-823-9654 健康福祉課

母子福祉担当

高知県健康福祉部

こども課

保険福祉係 佐賀総合支所 4 3 1 1 6 健康福祉課 直 通

☎55-3112(直

日時

場所

お済みですか? 特別弔慰金の請求は

請求期限

を受け取る権利が消滅します。 律の規定により、特別弔慰金 この期限を過ぎますと、 平成20年3月31日 月 法

対象者

いて、 族で、平成17年4月1日にお などを受ける方がいない場合 戦没者等の死亡当時のご遺 次の順番による先順位 公務扶助料、 遺族年金

> 支給されます。 ご遺族お一人に特別弔慰金が

> > *

- 戦没者等の子

2 1

3

- ①父母②孫③祖父母④兄 関係を有していなかった 弟姉妹(戦没者等と生計
- 亡時まで引き続き1年以 等内親族 前記1から4以外の三親 ③祖父母④兄弟姉妹

5

- 弔慰金の受給権者
- 方等は除きます

4

前記3以外の①父母②孫

た方に限ります 上の生計関係を有してい (戦没者等の死 福祉係 保険福祉係

対象者は、 当時の胎児も含まれます。 については戦没者等の死亡 要件となります。 当時に生まれていたことが 戦没者等の死亡

なお、子

給付内容 • 額面40万円

)お問い合わせ・請求窓口 大方総合支所 健康福祉課 (10年償還の記名国債

佐賀総合支所 ☎43-2116(直通 健康福祉課

通

☎55-3112(直

子犬を譲りたい方

11月28日(水)

●午前9時40分から午前10時までに受け付け してください。

午前9時40分~午前11時50分

中村小動物管理センター(四万十市古津賀)

- *事前に高知県幡多福祉保健所に連絡し、当日は 印鑑を持って、子犬を連れてきて ください。
- *原則として生後2~3カ月、離乳済みの子犬を 対象とします。

子犬を飼いたい方

- 10時から午前10時20分までに受け付 けをしてください。
- * 当日は、印鑑と子犬を入れる箱を持ってき ださい。子犬の譲渡が決まった方は、「飼い始め 講習会 | を受けていただきます

次回譲渡会の予定 平成20年2月27日(水)

お問い合わせ

衛生課 高知県幡多福祉保健所 食品 **☎**34-5119

大方総合支所 住民課 環境保全係

243--2800(直通)

佐賀総合支所 まちづくり課 水道環境係

☎55-3700(直通)